

議会改革推進会議運営要綱

平成 24 年 7 月 18 日議長決裁
令和 5 年 2 月 15 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 本要綱は、沖縄県議会基本条例第 22 条第 2 項の規定に基づき設置する議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 推進会議は、議長及び副議長を除く各会派から推選された議員及び会派に所属しない議員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 推進会議に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によってこれを選任する。

2 委員長は、推進会議を主宰する。

3 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(会議)

第 4 条 推進会議は、委員長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員が都合により出席できないときは、委員長の許可を得て、その所属する会派からの代理人（委員外議員）の出席を認めるものとする。

(協議事項)

第 5 条 推進会議は、議長の諮問により次の事項を協議する。

(1) 議会改革の推進に関する検討事項の仕分けに関すること。

(2) 都道府県議会制度の調査、研究及び改革に関すること。

(3) その他議会改革の推進に必要な事項に関すること。

(報告等)

第 6 条 推進会議における協議等が終了した事項については、委員長がその結果を議長に報告するものとする。

2 議長は、推進会議からの報告を受けた場合は、速やかに各派代表者会または議会運営委員会にその内容を報告するものとする。

3 推進会議は、必要に応じ、議長に対して意見を述べることができる。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 15 日から施行する。